

《講習の内容、対象等》

建災防浜松分会 TEL 053(454)8288

【作業主任者講習】

◎ 各講習に関する作業に3年以上(又は専門学科を卒業し2年以上)従事した経験が必要です。
※満18歳以上からの経験年数

講習の名称	講習の内容、対象等	準拠条項
足場の組立て等 作業主任者	つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業 ※受講には、原則、特別教育修了後3年以上の実務経験が必要です。但し、平成29年6月30日時点で3年以上の経験がある方は事業主証明のみで受講が可能です。(詳細は問合せ下さい。)	安衛法第14条 安衛令第6条第15号 安衛則第16条 安衛則第565条
地山の掘削および 土止め支保工作業主任者	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削の作業 土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業	安衛法第14条 安衛令第6条第9・10号 安衛則第16条 安衛則第359条・374条
型枠支保工の組立て等 作業主任者	コンクリートを打設する際に使用する型枠を支持する為のものであり、根太・大引・支柱等よりなる。(支柱、梁、つなぎ、筋かい等の部材により構成され、建設物におけるスラブ、けた等のコンクリートの打設に用いる型わくを支持するための仮設の設備をいう。)の組立て又は解体の作業	安衛法第14条 安衛令第6条第14号 安衛則第16条 安衛則第246条
木造建築物の組立て等 作業主任者	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取付けの作業	安衛法第14条 安衛令第6条第15号の4 安衛則第16条 安衛則第517条の12

【その他の教育】 No. 1

講習の名称	講習の内容、対象等	準拠条項
現場管理者 統括管理講習	特定事業である建設業と造船業の2業種において、同一の事業場で常時複数の労働者が混在して作業がおこなわれる場合に生じる労働災害や健康被害を未然に防ぐため、事業場を統括して管理する責任者のことです。統括安全衛生責任者は、元請負事業者である特定元方事業者が選任します。	安衛法第15条 安衛令第7条 元方指針
職長・ 安全衛生責任者教育	職長等とは、職長その他作業中の労働者を直接指導又は監督するものの(作業主任者を除く)をいいます。 建設業では、職長等の職務に新たに就くことになった者には、安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。 建設業の元請、下請を別を問わず現場監督者、職長世話役等作業中従業員を指揮、監督、指導する者全てを対象とし、混在作業における作業間の連絡調整等の法定の安全衛生教育です。	安衛法第60条 安衛法第16条 安衛令第19条 (改訂履歴) 平成13年3月26日付 基発第178号 平成18年5月12日付 基発第0512004号
職長・安全衛生責任者 能力向上教育	建設業の職長等の能力向上教育に準じた教育及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育については、安全衛生教育推進要綱(平成3年1月21日付け基発第39号)において示されております。内容として建設業に係る事業者は職長等の職務に従事する者について、職長等の職務に従事することとなった後概ね5年ごと及び機械設備等に大幅な変更のあったときに、能力向上教育に準じた教育(以下準能力向上教育という)を受けさせることとなっております。 このような状況の中、平成29年2月20日に厚生労働省から「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について(基発第0220第4号)」通達が発出され、職長・安全衛生責任者に対する能力向上教育が具体的に示されました。	安衛法第19条の2 通達 平成3年1月21日付 基発第39号 平成29年2月20日付 基発0220第3号
施工管理者のための 足場点検実務者研修 (施工管理者対象)	足場からの墜落防止対策の強化を図るため、今回新たに労働安全衛生規則の一部が改正されました。注文者の点検義務の充実として請負人の労働者に、足場または作業構台を使用されるときは、作業を開始する前に点検するよう義務付けられました。足場設置後及び悪天候等の後の「足場の点検」について、点検結果を記録に保存することも定められております。この点検については元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、安衛法第19条の2に基づく施工管理者のための足場点検実務者研修を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名することとなりました。	平成27年3月31日付け 基発第0331号第9号 令和5年10月1日施工 (法改正) 安衛法第19条の2 安衛則第655条 第655条の2

【その他の教育】 No, 2

建災防浜松分会 TEL 053(454)8288

講習の名称	業務の内容等	準拠条項
足場の組立て等 作業主任者 能力向上教育 (作業主任者対象)	足場からの墜落防止対策の強化を図るため、労働安全衛生規則の一部が改正されました。特に悪天候等の後に行う「足場の点検」については、点検結果を記録に保存すること、また、作業開始前の足場の点検についても義務付けられました。この点検については足場の組立て等作業主任者等であって、足場の点検について、安衛法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名することとなりました。	平成27年3月31日付け 基発第0331号第9号 令和5年10月1日施工 (法改正) 安衛法第19条の2 安衛則第567条 第568条
建設業等における 熱中症予防指導員・ 管理者研修	「熱中症」とは、高温多湿な環境で、体内的水分、塩分(ナトリウムなど)のバランスが崩れたり、循環調節や体温調節などの体内的調整機能が破綻するなどして発症する障害の総称です。 建設業では作業者が高温多湿な場所で作業に従事することが多く、管理者による適切な作業環境管理、作業管理、健康管理が重要になっております。 法令改正により、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられました。 熱中症は、適切な処置を怠り、手遅れになると死に至ることもある大変恐ろしい疾病といえます。	平成28年2月29日付け 基安発0229第1号通達 基発0420第3号 令和3年4月20日 (一部改正) 基発0726第2号 令和3年7月26日 令和7年厚生労働省令 第57号令和7年4月15日 公布、同年6月1日施行 安衛則第612条の2

【特別教育】

足場の組立て等 作業に係る特別教育	<p>足場からの墜落・転落災害を防止するため、平成21年6月に安衛則を改正し、足場等の墜落防止措置等の見直しを行ったところですが、必要な対策について更なる推進を図る必要があるとの観点から新たに足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全規則が改正され、(平成27年3月5日公布) 平成27年7月1日施行されました。</p> <p>これにより足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く)に従事する者に対し、事業者は特別教育の実施を義務付けられました。</p> <p>※「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。</p> <p>足場の種類</p> <p>①丸太足場 ②鋼管単管足場 ③わく組足場 ④ブラケット足場 ⑤つり足場 ⑥ローリングタワー(移動式足場) ⑦くさび緊結式足場 ⑧脚立足場等</p> <p>※組立てられた足場を使って外壁や塗装等々の作業に従事する場合には資格は必要はありません。</p>	安衛法 第59条第3項 安衛則 第36条第39号 安全衛生特別教育規程 第22条 (一部改正) 基発0331第9号 平成27年3月31日
----------------------	--	--

※ 平成29年7月1日以降、足場特別教育を受講していない方が足場の組立て、解体の作業に従事した場合は
法令違反になりますのでご注意ください。

※ 当分会で開催する教育は6時間コースのみです。

フルハーネス型安全帶 使用作業特別教育	<p>事業者は、高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務に労働者を就かせるときは、安全又は衛生のための特別な教育をしなければならないことが義務付けられています。</p> <p>主な対象機械または作業</p> <p>高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内臓の損傷や胸部圧迫による危険性が指摘されており、これに関わる災害が確認されています。このため平成30年法改正により、従来の「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に変更されるのと同時に、原則(*)として「フルハーネス型」のものを使用することが義務付けされました。(平成31年2月1日から施行)</p> <p>更には、「フルハーネス型」のものを使用する際には、安全のための正しい使用方法に関する知識を習得するため特別教育を受講することが義務付けられました。</p> <p>(*着用者が墜落時に地面に到達するまでの高さが6.75m以下の場合を除く)</p>	政令第184号 安衛法 第59条第3項 安衛則 第36条第41号 安全衛生特別教育規程 第24条
------------------------	---	--

▶ フルハーネス型安全帶とは

- ① フルハーネス型安全帶とは、肩や腿(もも)、胸などの複数のベルトで構成され、これによって身体が安全帶から抜け出すことや、胸部・腹部を過大に圧迫するリスクを低減します。
- ② フルハーネス型安全帶は、宙つり状態でも身体の重心位置(腰部付近)より頭部側にD環を維持するため、着用者の姿勢が“逆さま姿勢”になることを防止する機能もあります。
- ③ ショックアブソーバーとは、墜落阻止時に発生する衝撃荷重を大幅に低減するためのものです。これにより、ランヤードに作用する軸力が小さくなるため、安全帶取付設備に作用する荷重が小さくなるほか、鋭利な角部等に接触した際に生じる摩擦力を小さくできるため、ショックアブソーバー機能を備えていないランヤードに比べ、ランヤードの切断リスクを低減する効果も期待できます。